

令和8年4月10日

令和8年度 介護職員等処遇改善加算等に関する計画書について（通知）

職員 各位

大形福祉会理事長 滝澤 涼
介護事業部長 滝澤 澄彦

平素より、利用者様への質の高いケアと業務への尽力に深く感謝申し上げます。当法人では、職員の皆様のさらなる処遇改善とキャリア形成を目的とし、令和8年度においても「介護職員等処遇改善加算」の算定を行うことを決定いたしました。

つきましては、令和8年度における計画の概要を以下の通り通知いたします。

1. 加算の取得状況

当法人では、令和8年度において以下の区分を算定する予定です。

- **算定区分：** 介護職員等処遇改善加算〔Ⅱ〕
- **対象期間：** 令和8年4月～令和8年5月
令和8年6月～令和9年3月まで算定基準の変更により、同期間は以下の算定区分の予定です。
なお、施設別での算定基準があるため、それも記載します。
- **算定区分：** 介護職員等処遇改善加算〔Ⅰイ〕対象施設：特養逢谷内、SS逢谷内
- **算定区分：** 介護職員等処遇改善加算〔Ⅱロ〕対象施設：上記施設以外の全施設
- **対象期間：** 令和8年6月～令和9年3月

2. 賃金改善の具体的な方法

加算による賃金改善は、これまで同様に以下の方法により実施いたします。

- **基本給の引き上げ（ベースアップ）：** 毎月の給与（能力給・勤続給）において、前年度個人評価に基づき額を算定し、引き上げを実施。（ただし、試用期間中はこの限りではない。）
※令和8年4月昇給では、月額1,000円～5,000円程度、平均3,000円の範囲で引き上げを行いました。
- **手当の支給：** 処遇改善手当として、毎月の給与に上乗せして支給。
※令和8年度は、令和7年度と同等の額を支給します。
- **賞与：** 年2回、法人の業績および個人の評価に基づき支給。
- **一時金：** 不定期で、年間処遇改善計画以上の成果が出た場合に支給。
※令和8年度において当該加算による収入額が当初計画を大きく上回った場合、その成果額を一時金として支給し皆さんに分配できればと考えています。

国の施策である介護職員の処遇改善（賃金改善）は、加算による収入が財源となりますが、その額は各事業所の稼働率により大きく左右されます。上記3種の賃金改善は、予算作成時に想定している稼働率から支給可能な金額を算定しています。皆様のご協力により実績稼働率が想定を大きく上回った場合、賃金改善の財源となる加算収入も増額しますが、これは不確定要素が大きいことから、毎月の手

当の増額ではなく成果に応じた一時金とさせていただくことにいたしました。

3. キャリアパス要件について

皆様が将来の見通しを持って働けるよう、以下の制度を運用・強化してまいります。

- **職位・職責に応じた任用要件：** 役職ごとの責任範囲と賃金体系を明確化しています。
- **資格取得支援：** [介護福祉士 / ケアマネジャー] 等の資格取得に向けた[費用補助 / 研修受講の勤務扱い] を継続します。
- **昇給制度：** [勤務実績 / 資格保有状況 / 人事評価] に基づき、定期的な昇給を行う仕組みを維持します。

4. 職場環境等要件について

賃金面だけでなく、働きやすい環境づくりのため、以下の項目に重点的に取り組みます。

- **ICTの活用：** [介護記録ソフト / AIの活用] 等の導入により、業務負担の軽減を図ります。
- **柔軟な働き方：** 子育て・介護等との両立支援のため、[有給休暇の取得促進 / 短時間勤務制度] を強化します。
- **資質の向上：** 個別の面談や内部研修を実施し、スキルアップをサポートします。

5. おわりに

今回の計画により、一人ひとりの専門性が適切に評価され、より働きがいのある職場となることを目指しています。計画書の詳細（写し）については、[事務所内掲示板 / Lineworks] にて閲覧可能です。

本件に関する不明点や相談がある場合は、[介護事業部長・滝澤] までお問い合わせください。

以上